

生産緑地地区内における行為の許可申請マニュアル

(生産緑地法第8条第1項及び第2項関係)

目次

1	はじめに	2
2	生産緑地地区内において許可が必要な行為等	2
	(1) 生産緑地地区内において許可が必要な行為	2
	(2) 設置基準(設置することが可能な施設等)	3
3	提出書類	6
	(1) 生産緑地地区内における行為の許可申請時	6
	(2) 生産緑地地区内における行為着手時	9
	(3) 生産緑地地区内における行為完了時	9
	(4) 生産緑地地区内における行為完了後の実績報告等	9
4	許可申請に係る行為の流れ(フロー)	10
	(手続き要領及び様式)	11

令和8年6月

海老名市まちづくり部都市計画課

1 はじめに

生産緑地地区は、緑地機能と多目的保留地機能とを併せて有する市街化区域農地等について定められるものであり、公共施設等の敷地に供される場合を除き、農地等として保全することが義務付けられる地区です。

このため、生産緑地地区内における行為については、農林漁業を営むために必要な施設や農林漁業の安定的な継続等に資する施設等の設置または管理に係る行為で、良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるものに限り、市長が許可をすることで、当該行為が可能となります。

上記行為を行うにあたっては、生産緑地法以外にも関係法令等を順守しなければなりません。ご自身で、または専門家へ依頼するなどしていただき、制限内容や手続き等を確認してください。

申請を行う前に、都市計画課へご相談ください。

2 生産緑地地区内において許可が必要な行為等

(1) 生産緑地地区内において許可が必要な行為

生産緑地地区内において、次に掲げる行為を行う場合、市長の許可を受ける必要があります。【法第8条第1項関係】

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ② 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- ③ 水面の埋立て又は干拓

この場合、市長は次に掲げる施設の設置または管理に係る行為に限り、許可をすることができます。【第8条第2項関係】

(2) 設置基準（設置することが可能な施設等）

① 1号施設【法第8条第2項第1号関係】

当該生産緑地における農林漁業を営むために必要となる次のイから二に掲げる施設で、良好な生活環境の確保を図るうえで支障がない^{※1}と認められるもの

イ 農産物等の生産又は集荷の用に供する施設

- ・ビニルハウス、温室、育種苗施設、集果施設（当該生産緑地の農産物等の簡易販売施設も含む。）等

ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

- ・サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等の収納施設等

ハ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

- ・選果場、ライスセンター（米麦乾燥場）等

ニ 農林漁業に従事する者の休憩の用に供する施設

- ・休憩所、あづまや、便所等農作業の準備を行い作業の合間に休憩を取るために必要な施設

※1 生産緑地地区周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと

< 注 >

1号施設の新築、改築または増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90㎡以下であるものなど、設置許可が不要な場合があります。【法第8条第9項、施行令第6条関係】

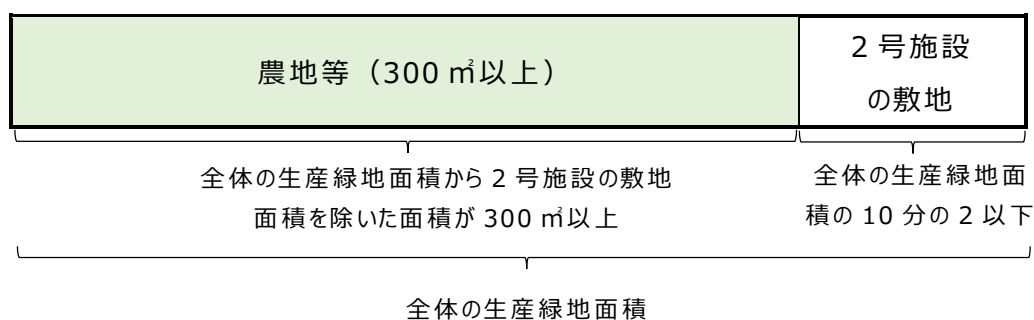
② 2号施設【法第8条第2項2号、規則第2条関係】

当該生産緑地の区域内の土地において、その保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、農林漁業の安定的な継続に資すると認められる施設で、当該生産緑地の主たる従事者が設置及び管理を行うもの、かつ、当該施設の敷地面積^{※2}の合計が当該生産緑地の面積の10分の2以下である次のイからハに掲げる施設において、その施設の敷地を除いた当該生産緑地の面積が300㎡以上であるもの

※2 生産緑地地区の緑地機能発揮に支障がない範囲で設置が認められる施設であることから、例えば当該施設に付帯する駐車場等については、必要最小限の規模すること。

なお、2号施設の敷地面積には、駐車場等の敷地を含むものとする。

《施設の敷地面積の考え方》



イ 当該生産緑地地区内で生産される農産物や市内で生産された農産物等（以下「市内農産物等」という。）を主たる原材料として^{※3}使用する製造又は加工の用に供する施設

- ・ジャム等を製造又は加工する施設等

ロ 主として^{※4}市内農産物等やこれらを主たる原材料として製造され若しくは加工された物品の販売の用に供する施設

- ・直売所等

ハ 市内農産物等を主たる材料として^{※5}料理の提供の用に供する施設

- ・農家レストラン等

※3 市内農産物等を量的又は金額的に5割以上使用したものをいう。

※4 市内農産物等が他の農産物や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いものをいう。

※5 市内農産物等を量的又は金額的に5割以上使用したものをいう。

③ 3号施設【法第8条第2項3号、施行令第5条関係】

当該農地の保全又は利用上必要なものであり、主として都市の住民の利用に供し、相当数のものを対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるもの^{※6}に設置される次のイ及びニに掲げる施設

イ 農作業の講習の用に供する施設

- ・講習室、植物展示室、資料閲覧室等

ロ 管理事務所その他の管理施設

- ・市民農園の管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場等

※6 いわゆる市民農園を指す。

3 提出書類

生産緑地地区内における行為の制限の許可申請については、手続きごとに以下の書類を提出してください。

(1) 生産緑地地区内における行為の許可申請時

① 共通（提出書類）

	書類の種類	部数
(1)	生産緑地地区内行為許可申請書【第1号様式】	2
(2)	2号施設設置計画書【第2号様式】（2号施設の場合）	2
(3)	主たる原材料を量的又は金額的に5割以上使用することを証明する書類 （2号施設のイ及びハの場合）	2
(4)	市内農産物等やそれらを主たる原材料とした製造・加工品が、それら以外の農産物や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いことを証明する書類（2号施設のロの場合）	2
(5)	行為地の土地の登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）	2
(6)	行為地の土地の公図の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）	2
(7)	市民農園開設認定証等の写し（3号施設に限る。）	2
(8)	土地所有者の同意を得ていることを示す書類（共有名義の場合等、申請者でない所有者がいる場合を含む）	1
(9)	その他必要と認める書類（委任状その他）	1

② 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築（提出図面）の場合

	図面名	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考	部数
(10)	位置図	1/2,500 以上	①敷地境界線 ②行為を行う生産緑地地区の区域及び番号 ③方位 ④道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	・敷地境界線を赤色で表示する。 ・行為を行う生産緑地地区の区域内の区域界線を黒色で表示する。	2
(11)	土地利用計画図	1/250 以上	①方位、縮尺 ②行為に係る建築物その他の工作物及び既存の建築物その他の工作物の位置 ③敷地に接する道路の位置及び幅員 ④凡例、面積内訳等	・生産緑地地区の区域の区域界線を赤色で表示する。 ・土地利用計画に係る敷地境界線を黒色で表示する。 ・行為に係る建築物その他工作物の位置を黒色で表示し、桃色で着色する。	2
(12)	平面図	1/250 以上	①方位、縮尺 ②階別用途 ③主要部分の材料種別 ④断面図の位置		2
(13)	立面図	1/250 以 上	①縮尺 ②主要部分の材料種別	・2面以上とする。	2
(14)	断面図	1/250 以上	①縮尺 ②主要部分の材料種別	・2面以上とする。	2
(15)	求積図 又は 実測図	1/500 以上	①方位、縮尺 ②行為を行う生産緑地地区の区域の確定面積 ③作成者記名 ④筆界点、座標値等	・生産緑地地区の区域の区域界線を赤色で表示する。 ・土地利用計画に係る敷地境界線を黒色で表示する。	2

③ 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更その他（提出図面）
の場合

	図面名	標準縮尺	図面に明示すべき事項	備考	部数
(10)	位置図	1/2,500 以上	①行為を行う全体の区域 ②行為を行う生産緑地地区の区域及び箇所番号 ③方位 ④道路、河川などの公共施設、その他目標となるもの	・敷地境界線を赤色で表示する。 ・行為を行う生産緑地地区の区域内の区域界線を黒色で表示する。	2
(11)	平面図	1/250 以上	①方位、縮尺 ②敷地の境界線 ③道路、水路などの構造物の位置及び形状 ④断面図に示す断面の位置	・土地の区画形質の変更とともに構造物を設置するときは、生産緑地地区から除外する区域を赤色で表示する。	2
(12)	断面図	1/250 以上	①縮尺 ②道路、水路などの構造物の位置及び形状 ③行為前後の地盤面	・切土を黄色、盛土を赤色で着色する。	2
(13)	求積図 又は 実測図	1/500 以上	①方位、縮尺 ②行為を行う生産緑地地区の区域の確定面積 ③作成者記名 ④筆界点、座標値等	・生産緑地地区の区域の区域界線を赤色で表示する。 ・平面計画に係る敷地境界線を黒色で表示する。	2

(2) 生産緑地地区内における行為着手時

	書類の種類	部数
(1)	生産緑地地区内行為着手届出書【第4号様式】	2

(3) 生産緑地地区内における行為完了時

	書類の種類	部数
(1)	生産緑地地区内行為完了届出書【第5号様式】	2

※ 届出書受理後、現地確認を行います。

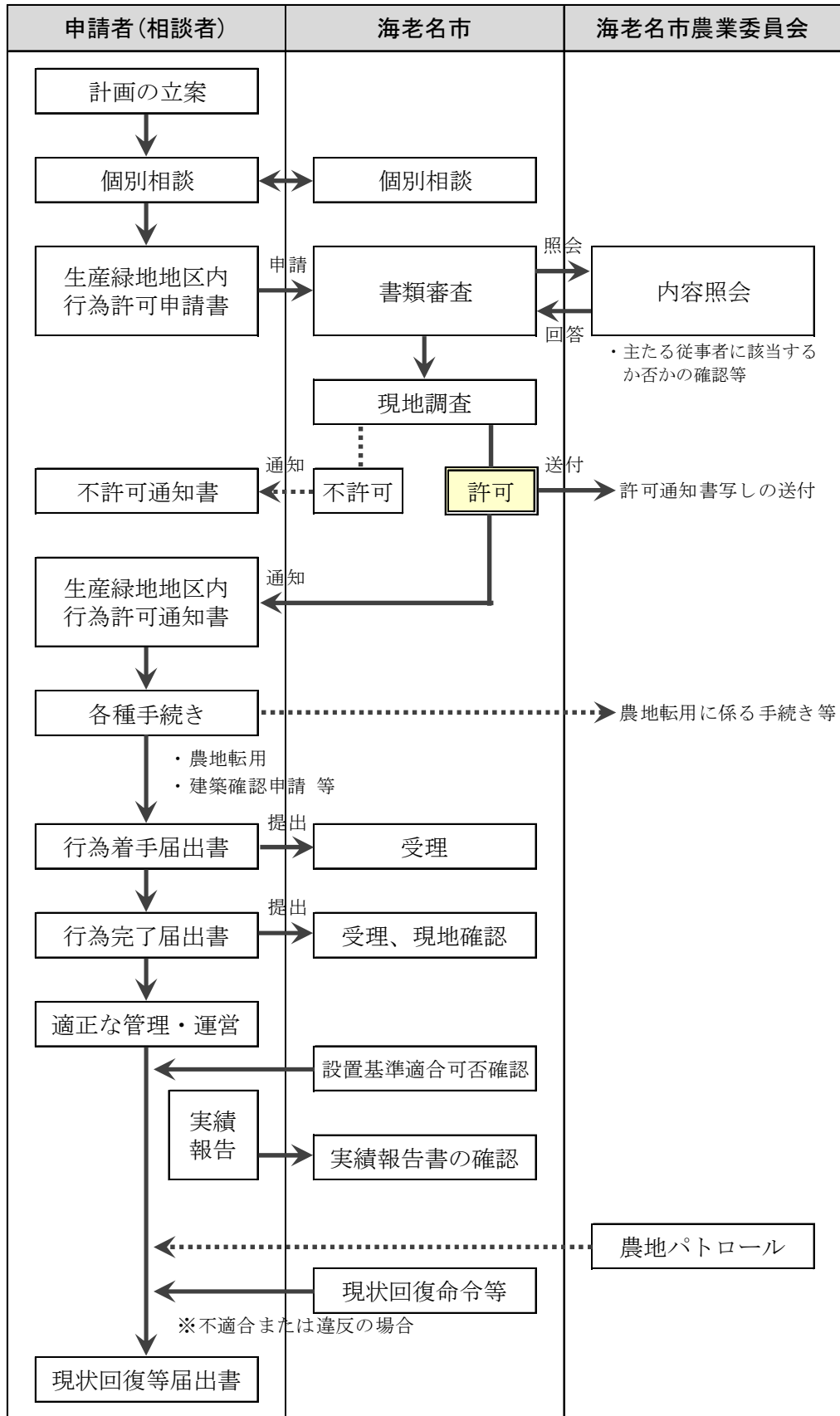
(4) 生産緑地地区内における行為完了後の実績報告等

	書類の種類	部数
(1)	2号施設実績報告書【第6号様式】	2

※ 生産緑地地区内行為（変更）許可不許可通知書【第3号様式】において許可条件が付加された場合は、当該条件に従い実績報告書を提出してください。

提出部数は、正・副2部を示しており、書類確認後、双方で管理するために2部の提出を求めるものです。

4 許可申請に係る行為の流れ（フロー）



※設置基準に不適合な場合や許可通知書の付加条件に違反している場合は、
現状回復命令等を実施する場合があります。

海老名市生産緑地地区内における行為の許可に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）
、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）及び生産緑地法施行規則（昭和
49年建設省令第11号）の規定に基づき、生産緑地地区内における行為の許可に
係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(生産緑地地区内における行為の許可の申請等)

第2条 法第8条第1項の許可（以下「許可」という。）の申請は、当該許可を受け
ようとする者（以下「申請者」という。）が生産緑地地区内行為許可申請書（第1
号様式）を市長に提出することにより行う。この場合において、法第8条第2項第
2号に掲げる施設の設置に係る許可の申請については、2号施設設置計画書（第2
号様式）を添付する。

2 市長は、許可の可否を決定したときは、生産緑地地区内行為（変更）許可（不許
可）通知書（第3号様式）により申請者に通知する。この場合において、当該生産
緑地の保全のため必要があると認めるときは、法第8条第3項の規定により、許可
に期限その他必要な条件を付けることができる。

3 許可を受けた者は、当該許可に係る工事に着手するときは、生産緑地地区内行為
着手届出書（第4号様式）を市長に提出する。

4 許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、生産緑地地区内行為
完了届出書（第5号様式）を市長に提出する。

(農業委員会への送付)

第3条 市長は、第2条第2項の許可をしたときは、生産緑地地区内行為（変更）許
可不許可通知書の写しを海老名市農業委員会に送付する。

(許可に係る実績報告)

第4条 法第8条第2項第2号に掲げる施設の設置に係る許可を受けた者は、毎年1
月1日から12月31日までの実績について、翌年の3月31日までに2号施設実

績報告書（第6号様式）により、必要な書類を添えて市長に報告する。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年6月10日決裁）

（施行期日）

1 この要領は、決裁の日から施行する。

（許可に係る令和7年の実績報告期限の特例）

2 許可に係る令和7年の実績報告における改正後の海老名市生産緑地地区内における行為の許可に係る事務取扱要領第4条の規定の適用については、同条中「3月31日」とあるのは「7月31日」とする。

《令和5年9月13日・制定》

生産緑地地区内行為許可申請書

海老名市長 殿

申請者 住所
氏名
電話

生産緑地法第8条第1項の規定により、生産緑地地区内の行為の許可を受けたいので、次のとおり関係図書を添えて申請します。

1 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 (3) その他 ()
2 行為の目的、内容及び理由	目的 内容 理由
3 生産緑地地区番号	
4 行為地の所在地番及び面積	海老名市 m ²
5 行為地の現況	
6 行為の期間	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
7 設計者	住所 氏名 電話
8 工事施行者	住所 氏名 電話

備考

- 1 申請者、設計者及び工事施行者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。
- 2 土地所有者以外の者が申請する場合（共有名義の場合で、申請者でない所有者がいる場合を含みます。）は、当該土地所有者の同意を得ていることを示す書類の添付が必要です。

(第2号様式)

年 月 日

2号施設設置計画書

生産緑地法第8条第2項第2号に掲げる施設（以下「2号施設」という。）の設置について、次のとおり計画します。

1	設置概要				
2	設置者				
3	管理者				
4	資金計画	事業費			
		資金調達			
5	事業撤退後の施設の取扱い				
6	面積	2号施設敷地面積			
		生産緑地面積			
7	市内農産物の年間使用計画	使用品目及び仕入先	使用量 (販売所：販売量)	仕入金額 (販売所：販売金額)	
		<u>市内産合計</u>	別紙1(1)のとおり …①	…②	
		<u>市外産合計</u>	別紙1(2)のとおり …③	…④	
		市内で生産されたものを使用（販売）する割合（量）＜計画＞	【① / (①+③)】 =	…⑤	⑤ ≥ 0.5
		市内で生産されたものを使用（販売）する割合（金額）＜計画＞	【② / (②+④)】 =	…⑥	⑥ ≥ 0.5

備考

- 1 「設置者」及び「管理者」については、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者であること。
- 2 「面積」については、2号施設の敷地を除いた生産緑地地区内の土地の面積が300㎡以上であり、かつ、2号施設の合計は生産緑地地区の面積に対して10分の2以下であること。
- 3 「市内農産物の年間使用計画」については、農家レストランの場合は、調理するものを対象とする。
- 4 表中の⑤又は⑥の割合は、0.5以上の割合となること。

(第2号様式 別紙1)

No.	使用品目	仕入先	使用量 (販売所:販売量)	仕入金額 (販売所:販売金額)
(1)市内産 <市内農産物の年間使用計画>				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
合計			…①	…②
(2)市外産 <市外農産物の年間使用計画>				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
合計			…③	…④

生産緑地地区内行為（変更）許可不許可通知書

殿

海老名市長

年 月 日付けで申請のあった生産緑地地区内の行為については、海老名市生産緑地地区内における行為の許可に係る事務取扱要領の第2条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 決定区分	許可 ・ 不許可（理由： ）		
2 行為の種類	(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (2) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 (3) その他（ ）		
3 行為の目的及び内容	目的 内容		
4 行為地の所在地番及び面積	海老名市 m ²	5 生産緑地 地区番号	
6 行為地の現況			
7 行為の期間	着手予定年月日	年 月 日	
	完了予定年月日	年 月 日	
8 許可条件			

備考 「許可」については、生産緑地法第8条第1項の許可をいいます。

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として(訴訟において海老名市を代表する者は海老名市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 上記1又は上記2の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(第4号様式)

年 月 日

生産緑地地区内行為着手届出書

海老名市長 殿

届出者 住所
氏名
電話

生産緑地法第8条第1項の規定により許可を受けた生産緑地地区内の行為については、次のとおり着手したので、届け出ます。

1 行為着手年月日	年 月 日
2 行為完了予定年月日	年 月 日
3 許可年月日及び 許可番号	年 月 日 海老名市指令第 号
4 生産緑地地区番号	
5 行為地の 所在地番及び面積	海老名市 m ²
6 設計者	住所 氏名 電話
7 工事施行者	住所 氏名 電話

備考 届出者、設計者及び工事施行者が法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

(第5号様式)

年 月 日

生産緑地地区内行為完了届出書

海老名市長 殿

届出者 住所
氏名
電話

生産緑地法第8条第1項の規定により許可を受けた生産緑地地区内の行為については、次のとおり完了したので、届け出ます。

1 行為完了年月日	年 月 日
2 許可年月日及び 許可番号	年 月 日 海老名市指令第 号
3 生産緑地地区番号	
4 行為地の 所在地番及び面積	海老名市 m ²

備考 届出者が法人の場合には、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入してください。

2号施設実績報告書

海老名市長 殿

報告者 住所
氏名
電話

生産緑地法第8条第2項第2号に掲げる施設の実績について、次のとおり報告します。

1	内容			
2	設置者			
3	管理者			
4	行為の期間	年 月 日 から		
		年 月 日 まで		
5	市内農産物の年間使用実績	使用品目及び仕入先	使用量 (販売所：販売量)	仕入金額 (販売所：販売金額)
	<u>市内産</u> 合計	別紙(1)のとおり	…①	…②
	<u>市外産</u> 合計	別紙(2)のとおり	…③	…④
	市内で生産されたものを使用(販売)する割合(量) <実績>		【① / (① + ③)】 = …⑤	⑤ ≥ 0.5
	市内で生産されたものを使用(販売)する割合(金額) <実績>		【② / (② + ④)】 = …⑥	⑥ ≥ 0.5

備考

- 「設置者」及び「管理者」については、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者であること。
- 「市内農産物の年間使用実績」については、農家レストランの場合は、調理するものを対象とする。
- 表中の⑤又は⑥の割合は、0.5以上の割合となること。

(第6号様式 別紙1)

No.	使用品目	仕入先	使用量 (販売所:販売量)	仕入金額 (販売所:販売金額)
(1)市内産 <市内農産物の年間使用実績>				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
合 計			…①	…②
(2)市外産 <市外農産物の年間使用実績>				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
合計			…③	…④